

# 七尾市農業委員会だより

2021  
秋

令和3年9月1日発行／発行 七尾市農業委員会／編集 農業委員会だより編集委員会  
TEL 0767 (53) 8440／FAX 0767 (52) 7765／E-mail:nougyouinkai@city.nanao.lg.jp

No.63



大泊町 写真：山口 佳和

## 期待が膨らむスマート農業

近年、ドローンでの農薬散布の記事や近所の農地をドローンが飛来しているのを目にするようになってきました。

夏場の害虫防除は、これまで農

家ごとに動力散布機による防除作業が行われてきましたが、動力散布機によるものは、高温多湿に加え高齢化が進み、非常に過酷な作業になっていました。平成14年頃から業者委託の無人ヘリコプターによる農薬散布が進み、平成31年頃からドローンによる農薬散布を取り入れる農事組合法人や業者がでてきました。

ドローンはエンジンで動く無人ヘリコプターと比べると、バッテリー交換が多いこと、大型の圃場では適していないこともあります。しかし、中山間地などの不整形・狭小圃場で、防除が困難だった場所での対応がしやすいことや、植える品種によって散布の計画が立てられるなど、農家ごとに柔軟に対応ができることもあり、自前で取り組む農家も出てきています。

もちろん、初期投資や経費は掛かりますが、委託を受けるなどして数年程度で導入費用を回収できたと事例などもあります。



市内では、無人ヘリコプターが9割、ドローンが1割程度でまだまだ発展途上ではありますが、農家のニーズに対応しながら省力化や生産向上に期待が膨らみます。



## 農地の利用状況調査 「農地パトロール」を実施します。

農業委員会では「農地等の利用の最適化」を推進していくために、地域の農地利用状況の確認と遊休農地の実態把握や発生防止・解消などの指導のため、毎年農地パトロールを行っています。

農業委員及び農地利用最適化推進委員が管内の農地をパトロールします。農地に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら実施しますので、例年より時期が遅れる可能性があります。

現地調査の結果、「遊休農地」または「遊休化の恐れがある農地」の所有者に「利用意向調査」を行います。農業委員または農地利用最適化推進委員が訪問して聞き取りを行いますのでご協力をお願いします。



**農地の適正な  
管理をお願いします**

農地の手入れがされないと病虫害の発生等により近隣の農地や地域住民の方へ迷惑がかかります。所有者、耕作者の方は草刈りをするなど適正な管理をお願いします。

**頑張ってます!**

《part 40》

## 「代々続く農家を受け継いでゆく」



開墾前



開墾後

高校を卒業して美容専門学校へ通い、卒業後は金沢で美容業・飲食業に就き6年ちよつと働いていたが、平成27年に母が亡くなり、農業を手伝うために家に戻った。

祖父は旧中島町で2期6年間、農業委員を務めた農業者、父は認定農業者で家族が農家として働く姿を見て育ち、「何とかしなければならぬ」という長男としての責任感があったのかもしれないと当時を振り返る。

令和元年に、国の資金の交付を受け、農業の手伝いをしながら、「いしかわ農業総合支援機構の耕稼塾」の本科コースで1



中島町土川 浅田 優生

年間農業技術等を習得。翌年2月には、市の認定新規就農者となり、経営をスタートさせた。

水稲は、父の田んぼと自分が借り受けている土地を合わせて約19ha約80枚。繁忙期はパートさん2人を雇い、父と4人で耕作している。また、畑を20a借り受けて一人で耕作を始め、今年5月末にネギを定植した。新たな作物では、9月から10月に蕪（カブラ）の定植を予定している。

農作業は天候に左右されることや除草や消毒作業に手が掛かることもあり大変な時もあるが、自然の中の仕事なので精神的に楽なところが農業の良さと言う。

今後の目標は、今以上に田んぼの耕作面積を拡大しながら、畑も増やしたい。来年は、ドローンの認定資格を取得して、手間がかかる農薬散布作業を効率よくやりたいと語る。

# 田んぼの生きものの調査



七尾市里山里海協議会主催の田んぼの生きもの調査が、6月30日(水) 天神山小学校6年生、7月8日(木) 朝日小学校2年生、7月14日(水) 山王小学校6年生の児童を対象に、2年ぶりに行われました。

調査は、各学校近くの農業用水路で行われ、石川県土地改良事業団体連合会の石黒徳広さんの指導の下、班に分かれて生きものを採取。学校へ持ち帰り分類して水槽に放ちました。矢田町地内では16種類、江皆町地内では14種類、タモロコ、ドジョウ、キタノメダカ、カエル各種、シジミ、アメリカザリガニ、ゲンゴロウなどの生きものが確認されました。



児童らは調査を通じ、農村が食べものを作り、私たちの環境を守るだけでなく、いろいろな生きものすみかとなっていること、私たちが住む七尾の里山里海が、人々の努力によって豊かな水と土が守られていることを学びました。

石黒氏によると、「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定されて今年で10年経つが、現地調査結果から生きものが減っているという印象はないそうです。

## 女性農業委員の活動

# 石川県農業委員会女性協議会全体会に参加

橋本 良子

7月8日(木) 石川県地場産業振興センターで、県内市町の女性農業委員・農地利用最適化推進委員で構成される「石川県農業委員会女性協議会全体会」に参加しました。

(※1)を実践する者について、うまく活用できれば若い世代にも受け入れ可能な生活様式にもなり、新規就農者の確保に繋がるのではと期待できるお話が聞きました。

「新たな時代の農業・農村の活性化に向けた政策提案」は、コロナ禍の影響で未曾有の事態に直面し、農業現場において情報通信技術やデジタル技術による生活・産業の改革が進み、農産物サプライチェーン(※1)の重要性を見直す機会となつています。また、全国約8割の地域では担い手不足という課題に直面しており、当市においても後継者不足は深刻な問題となっております。そうした中、スマート農業がこれからの農業に欠かせないものとなること、次世代の担い手の農業形態として「半農半X」

女性農業委員の皆さんからは、農地の利用状況調査でのドローン利用について技術習得に前向きな発言もあり、まさに男女共同参画の実践で女性の農業経営参画に大いに期待できる研修会になりました。お話を聞きながら、私も食育の推進を進めながら地域の農産物の消費・利用を図ることで農地を守り、農村を支える活動に参画できるようにしたいと思えます。



※1 「農産物サプライチェーン」

生産者から集荷者(JAなど)を経て、卸売市場を経由し小売りや外食を通じて消費者に向かう一連の流れ

※2 「半農半X」

自分の時間の半分を使って農業をやり、残りの半分の時間で自分がやりたいこと(X)に費やす生き方(収入が減少しても心豊かな暮らしをしたいと願う生き方)


# 農地を貸し借りするには正規の手続きが必要です！

## ～口約束（契約書なし）の貸し借りはトラブルのもと～

農地を貸し借りするには、農業委員会の許可を受ける方法(農地法第3条)と、市が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定する方法(農業経営基盤強化促進法)があります。主な違いは下記のとおりです。

### 【農地の賃借方法 その1】

### 【農地の賃借方法 その2】

	農地法第3条による許可	農業経営基盤強化促進法による利用権設定
貸付期間が満了したとき	<p><b>【賃貸借の場合】</b> 貸付期間が終了しても、契約は終了せず、法定更新されます。(期間満了前の一定の時期に地主が解約の意向を伝えない場合は、自動的に更新されます。)</p> <p><b>【使用貸借の場合】</b> 貸付期間が終了すれば、農地の返還を受けることになります。</p>	<p><b>【賃貸借・使用貸借の場合】</b> 利用権設定は、貸し手と借り手とで決めた期間の到来により終了し、貸した農地は必ず返してもらえる制度です。(再設定により更新することができます。)</p> 
更新案内	なし	あり

※合意解約手続きにより、賃借期間前に解約することができます。(農業委員会への届出が必要です。)

農地を借りるには、いくつかの要件を満たす必要があります。また、必要書類などがありますので農業委員会へお気軽にご相談ください。

## インターネットでWeb会議に出席

(一社)石川県農業会議による第2回認定農業者等農業委員・推進委員協議会が、北部地区・南部地区・中部地区で開催され、農業委員の酒井委員と寺井委員が8月18日(水)それぞれの自宅からWeb会議に出席しました。

毎年行われている会議で、国、県に対する本年度の政策提案に向けた要望書作成の意見交換を行いました。



## 全国農業新聞

経営と暮らしに  
役立つ情報がいっぱい

を購読  
しましょう!

- ◆発行日 毎週金曜日
- ◆購読料 一カ月700円 年額8,400円

## 編集後記

今年は7月の猛暑と8月の長雨により農作物に対する品質低下が懸念される所です。また、新型コロナウイルス感染症による「まん延防止等重点措置」の延長により、県内でも例年行われている各種会議等が中止や延期となり、記事の収集や編集につまづきながら何とか発行にこぎつけることができました。

これからも農業経営や事業等に元気が出るような情報発信をしていきたいと思っております。

編集委員長 長田 章・編集委員一同

国が支える 安心が大きくなる

# 担い手積立年金

## 農業者年金

[愛称]

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます!

- ◆加入資格
  - 60歳未満
  - 国民年金第1号被保険者
  - 年間60日以上農業従事



税制面の優遇措置や終身年金で80歳までの保障付きなど様々なメリットがあります。お気軽にご相談ください。